



鳥取県公報

平成12年3月31日(金)

号外第31号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県産業技術センター条例施行規則（工業振興課）	4
	鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則（経営流通課）	18
	鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則（〃）	21
	鳥取県通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則（観光課）	21

—— 公布された規則のあらまし ——

◇鳥取県産業技術センター条例施行規則

第1 総則

趣旨（第1条関係）

この規則は、鳥取県産業技術センター条例の施行に関し必要な事項を定めるものとすることとした。

第2 開放施設等の使用

1 利用時間等（第2条関係）

(1) 開放施設等の利用時間は、次のとおりとすることとした。ただし、知事は特に必要があると認めることは、臨時にこれを変更することができることとした。

ア インキュベート室 終日

イ インキュベート室以外の施設及び設備 午前9時から午後5時まで

(2) 鳥取県の休日を定める条例に規定する県の休日には、インキュベート室以外の施設及び設備は利用させないこととした。ただし、知事が特に必要であると認めるときは、この限りでないこととした。

2 利用の申込み（第3条関係）

(1) 利用許可を受けようとする者は、所定の利用申込書を知事に提出しなければならないこととした。

(2) (1)の申込書は、次に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれに定める期間内に提出しなければならないこととした。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでないこととした。

ア インキュベート室 利用を開始しようとする日の1年前から1月前まで

イ インキュベート室以外の施設及び設備 利用をしようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日）の6月前から2日前まで

3 利用の通知等（第4条関係）

(1) 知事は、利用許可をしたときは、その申込みをした者に通知をすることとした。

(2) 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、知事の請求があったときは、(1)の通知書を提示しなければならないこととした。

4 利用許可の変更（第5条関係）

利用者は、当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、利用変更申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならないこととした。

5 利用の辞退の届出（第6条関係）

利用者は、開放施設等の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ利用辞退届出書を知事に提出しなければならないこととした。

6 行為の制限等（第7条関係）

(1) 鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）においては、次の行為をしてはならないこととした。

ア センターの施設設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

イ 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

ウ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

エ その他知事が別に定める行為

(2) 知事は、(1)の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、センターの利用を拒むことができるのこととした。

7 指示（第8条関係）

知事は、センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることとした。

8 施設設備等の滅失の届出（第9条関係）

利用者は、センターの施設等を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を知事に届け出てその指示を受けなければならないこととした。

9 利用の終了の届出（第10条関係）

利用者は、開放施設の利用が終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならないこととした。

第3 分析等

1 分析等の依頼（第11条関係）

センターに分析、試験又は測定（以下「分析等」という。）を依頼しようとする者は、分析等依頼書に必要な供試物件を添え、知事に提出しなければならないこととした。

2 職員の派遣の依頼（第12条関係）

分析等のため、特に職員の派遣を受けようとする者は、職員派遣依頼書を分析等依頼書に添え、知事に提出しなければならないこととした。

3 供試物件（第13条関係）

(1) 供試物件は、次の方法により提出しなければならないこととした。

ア 液状又は湿りやすい物品は、清潔なガラス又は磁製器に収めること。

イ 固形物は適宜清潔な容器に収めること。

ウ 容器には、品名並びに分析等を依頼した者（以下「依頼者」という。）の住所及び氏名を明記すること。

(2) 供試物件は、特別の理由があると認められるときを除き、依頼者に返還しないこととした。

(3) 知事は、分析等のために必要があるときは、依頼者に供試物件の追加を求めることができることとした。

4 分析等の結果（第14条関係）

知事は、分析等を終えたときは、その結果を分析等成績書により依頼者に通知することとした。

5 加工等の依頼（第15条関係）

センターに加工、写真、デザイン又は研究（以下「加工等」という。）を依頼しようとする者は、加工等依頼書に必要に応じてその原料を添え、知事に提出しなければならないこととした。

6 分析等の拒否（第16条関係）

知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、分析等又は加工等を拒否することができることとした。

(1) 依頼者が3(3)の供試物件の追加の請求に応じないとき。

(2) その他知事が必要があると認めるとき。

第4 使用料及び手数料

1 設備使用料（第17条関係）

設備使用料を定めることとした。

2 使用料又は手数料の減免（第18条関係）

使用料又は手数料の減免ができる場合は、次のとおりとすることとした。

(1) 児童、生徒又は学生が、学校教育に開放施設等を使用するとき。

(2) 商工団体が、産業振興又は企業支援に関する講習会等に開放施設等を使用するとき。

(3) その他知事が特に必要があると認めるとき。

2 使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、減免申請書を知事に提出しなければならないこととした。

3 既納の使用料及び手数料（第19条関係）

既に納付した使用料又は手数料は、還付しないこととした。ただし、利用者の責に帰することができない理由により開放施設等を利用できなくなったときその他知事が特に必要と認めたときは、この限りでないこととした。

第5 雜則（第20条関係）

この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

第6 施行期日等

1 施行期日

この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

2 鳥取県産業技術センター手数料徴収条例施行規則の廃止

鳥取県産業技術センター手数料徴収条例施行規則は、廃止することとした。

3 経過措置

所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

1 次に掲げる事業を新たに貸付対象に加えることとした。（第3条、別表関係）

(1) 地域産業創造基盤整備事業

(2) 商店街整備等支援事業

(3) 輸入品卸売等経営合理化支援事業

(4) 空き店舗等先行取得事業

(5) 繊維産地活性化推進事業

(6) 地域振興基盤整備事業

2 次に掲げる事業を貸付対象から除くこととした。（第3条関係）

(1) 地域産業共同利用事業

(2) 地域情報化基盤整備事業

(3) 開放型試験研究施設等設置事業

(4) 商店街活性化施設整備事業

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

(1) この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 平成12年4月1日から平成13年3月31までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者を除く。）で最近3月の売上高が1年前又は2年前の同期に比べ減少しているもの（知事が別に定める要件に該当する者に限る。）の当該資金の貸付期間を、鳥取県中小企業設備資金にあっては5年間、鳥取県中小企業経営健全化資金にあっては3年間を限度として延長することができるものとすることとした。
- 2 この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県産業技術センター条例施行規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第37号

鳥取県産業技術センター条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 開放施設等の使用（第2条—第10条）
- 第3章 分析等（第11条—第16条）
- 第4章 使用料及び手数料（第17条—第19条）
- 第5章 雜則（第20条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県産業技術センター条例（平成11年鳥取県条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 開放施設等の使用

(利用時間等)

第2条 条例第2条第5号に規定する開放施設等（以下「開放施設等」という。）の利用時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(1) インキュベート室 終日

(2) インキュベート室以外の施設及び設備 午前9時から午後5時まで

2 鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する県の休日には、前項第2号に掲げる施設及び設備は利用させないものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の申込み)

第3条 条例第3条第1項の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、様式第1号による利用申込書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申込書の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に提出しなければ

ならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) インキュベート室 利用を開始しようとする日の1年前から1月前まで

(2) インキュベート室以外の施設及び設備 利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日）の6月前から2日前まで

(利用の通知等)

第4条 知事は、利用許可をしたときは、その申込みをした者に様式第2号により通知するものとする。

2 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、知事の請求があったときは、前項の通知書を提示しなければならない。

(利用許可の変更)

第5条 利用者は、当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第3号による利用変更申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

(利用の辞退の届出)

第6条 利用者は、開放施設等の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第4号による利用辞退届出書を知事に提出しなければならない。

(行為の制限等)

第7条 鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）においては、次の行為をしてはならない。

(1) センターの施設設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、開放施設等の利用を拒むことができる。

(指示)

第8条 知事は、センターの適正な管理を図るために必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(施設設備等の滅失の届出)

第9条 利用者は、センターの施設設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用の終了の届出)

第10条 利用者は、開放施設の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

第3章 分析等

(分析等の依頼)

第11条 センターに分析、試験又は測定（以下「分析等」という。）を依頼しようとする者は、様式第5号による分析等依頼書に必要な供試物件を添え、知事に提出しなければならない。

(職員の派遣の依頼)

第12条 分析等のため、特に職員の派遣を受けようとする者は、様式第6号による職員派遣依頼書を前条の分析等依頼書に添え、知事に提出しなければならない。

(供試物件)

第13条 供試物件は、次の方法により提出しなければならない。

(1) 液状又は湿りやすい物品は、清潔なガラス又は磁製器に収めること。

(2) 固形物は適宜清潔な容器に収めること。

(3) 容器には、品名並びに分析等を依頼した者（以下「依頼者」という。）の住所及び氏名を明記すること。

2 供試物件は、特別の理由があると認められるときを除き、依頼者に返還しない。

3 知事は、分析等のために必要があるときは、依頼者に供試物件の追加を求めることができる。

(分析等の結果)

第14条 知事は、分析等を終えたときは、その結果を様式第7号による分析等成績書により依頼者に通知する。

(加工等の依頼)

第15条 センターに加工、写真、デザイン又は研究（以下「加工等」という。）を依頼しようとする者は、様式第8号による加工等依頼書に必要に応じてその原料を添え、知事に提出しなければならない。

(分析等の拒否)

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、分析等又は加工等を拒否することができる。

- (1) 依頼者が第13条第3項の規定による供試物件の追加の請求に応じないとき。
- (2) その他知事が必要があると認めるとき。

第4章 使用料及び手数料

(設備使用料)

第17条 条例別表第1の2の表に規定する設備使用料は、別表のとおりとする。

(使用料又は手数料の減免)

第18条 条例第6条の規定による使用料又は手数料の減免ができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 児童、生徒又は学生が、学校教育に開放施設等を使用するとき。
- (2) 商工団体が、産業振興又は企業支援に関する講習会等に開放施設等を使用するとき。
- (3) その他知事が特に必要があると認めるとき。

2 条例第6条の規定により使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、様式第9号による減免申請書を知事に提出しなければならない。

(既納の使用料又は手数料)

第19条 既に納付した使用料又は手数料は、還付しない。ただし、利用者の責に帰することができない理由により開放施設等を利用できなくなったときその他知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第5章 雜則

(雑則)

第20条 この規則に定めるものほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(鳥取県産業技術センター手数料徴収条例施行規則の廃止)

2 鳥取県産業技術センター手数料徴収条例施行規則（昭和31年鳥取県規則第58号）は、廃止する。

3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の鳥取県産業技術センター手数料徴収条例施行規則の規定により提出されている書類その他の物件は、この規則の規定により提出されたものとみなす。

別表（第17条関係）

区	分	単位	金額
1 分析機械	高機能複合表面分析装置	1時間につき	860円
	物質微細構造解析システム	1時間につき	810円
	表面分析装置	1時間につき	780円
	紫外可視分光光度計	1時間につき	200円
	赤外分光光度計	1時間につき	290円
	高速液体クロマトグラフ	1時間につき	270円
	ガスクロマトグラフ	1時間につき	290円
	タンニン分析装置	1時間につき	150円
	位相差顕微鏡	1時間につき	70円

	X線回折装置 熱分析装置	1時間につき 1時間につき	3,690円 1,610円
2 試験機械	イミュニティ試験装置 冷熱衝撃試験器 雷サージ試験装置 振動衝撃試験装置 半導体環境試験装置 電気雑音試験装置 半導体内部不良解析装置 周波数特性試験装置 電源環境試験装置 半導体直流特性試験装置 直流磁気特性試験装置 材料強度試験機 床材料強度試験機 シート強度試験機 温湿度環境設定装置 全天候型暴露試験機 家具強度試験機 フェードメータ X線検査装置 キセノン・サンシャインウェザーメータ 塩乾湿複合サイクル試験機	1時間につき 1時間につき	1,000円 570円 360円 180円 480円 410円 70円 150円 110円 570円 250円 1,150円 790円 440円 320円 470円 410円 350円 1,030円 810円 340円
3 測定機械	音響環境測定装置 赤外放射温度計 瞬間マルチ測光システム レーザ顕微鏡 近赤外線校正システム 走査型プローブ顕微鏡 高解像度デジタルカメラ デジタルパワーメータ 高倍率測定顕微鏡 L C R メータ 分光式白色計 色彩分析合成装置 粒度分布測定システム 携帯用汚染度測定器 ハンディタイプ温度コレクタ デジタルレコード温度計 酵素活性測定装置 分光式色差計	1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき	1,200円 560円 750円 1,350円 350円 460円 80円 50円 110円 90円 290円 270円 690円 10円 20円 10円 180円 120円

4 加工機械	導電率計	1時間につき	20円
	塗装ブース	1時間につき	770円
	クロスカットソー	1時間につき	410円
	自動一面かんな盤	1時間につき	490円
	ルーター・マシン	1時間につき	410円
	昇降盤	1時間につき	380円
	糸のこ機	1時間につき	400円
	超仕上げかんな	1時間につき	410円
	手押しかんな	1時間につき	380円
	横型サンダー	1時間につき	400円
	パネルソー	1時間につき	300円
	スライサー	1時間につき	1,530円
	フィンガージョインター	1時間につき	660円
	多軸ボーリングマシン	1時間につき	610円
	H I P 装置	1時間につき	1,650円
	C I P 装置	1時間につき	930円
	スプレードライヤー	1時間につき	1,020円
	試料密封装置	1時間につき	990円
	粉末試料混合機	1時間につき	670円
	精鍊用加工機	1時間につき	450円
	染色加工機	1時間につき	500円
	整経機	1時間につき	100円
	糸繰機	1時間につき	50円
	割碎機	1時間につき	100円
	高速冷却遠心機	1時間につき	100円
	真空低温乾燥器	1時間につき	100円
	送風定温恒湿器	1時間につき	50円
	真空ガス置換包装機	1時間につき	130円
	球形真空煮練機	1時間につき	930円
	自動製麵機	1時間につき	160円
	高速振動試料粉碎機	1時間につき	40円

備考 利用時間が1時間未満であるときは、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

様式第1号(第3条関係)

鳥取県産業技術センター利用申込書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

次のとおり鳥取県産業技術センターを利用したいので、申し込みます。

利 用 施 設 又 は 利 用 設 備	
利 用 の 目 的	
利 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利 用 人 員 名	名
利 用 責 任 者	(住 所) (氏 名) (電話番号)
利 用 料	

添付書類 知事が別に定める書類

様式第2号(第4条関係)

番 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

職 氏 名

印

鳥取県産業技術センターの利用について(通知)

年 月 日付けで申込みのあったことについては、次のとおりとしたので通知します。

利用施設又は利用設備	
利 用 の 目 的	
利 用 期 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分まで
利 用 の 条 件	

様式第3号(第5条関係)

鳥取県産業技術センター利用変更申込書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 郵便番号
 住 所
 氏 名
 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

鳥取県産業技術センターの利用を変更したいので、次のとおり申し込みます。

通知の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
利用施設又は利用設備			
利 用 の 目 的			
利 用 期 間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
変 更 内 容			
変 更 理 由			

添付書類 変更に係る利用の通知書

様式第4号(第6条関係)

鳥取県産業技術センター利用辞退届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県産業技術センターの利用を辞退するので、次のとおり届け出ます。

通知の年月日及び番号	年 月 日 第 号
利用施設又は利用設備	
辞 退 の 理 由	

添付書類 辞退に係る利用の通知書

様式第5号(第11条関係)

分析等依頼書

職 氏 名 様

年 月 日

住所

依頼者 氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり分析等を依頼します。

記

依頼の種類	分析	試験	測定
供試物件名			
数量			
分析等の目的			
分析等手数料			
成績書の要・不要	要		
その他の			

様式第6号(第12条関係)

職員派遣依頼書

職 氏 名 様

年 月 日

住所

依頼者 氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

別添の分析等依頼書により依頼した分析等は、下記の理由により実地において行う必要がありますので、下記の場所へ職員を派遣してください。

記

分析等を行う場所	市(郡)	町(村)
分析等を実地で行わなければならない理由		

様式第7号(第14条関係)

番 号
年 月 日

分析等成績書

氏名様

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

職 氏 名 印
(分析等担当者 氏名印 ㊞)

年月日付けで依頼のあった分析等の結果は、下記のとおりです。

記

依頼者の住所及び氏名(名称)	
供試物件名	
数量	
分析等の方法	
分析等の結果	

様式第8号(第15条関係)

加 工 等 依 賴 書

職 氏 名 様

年 月 日

住所

依頼者 氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり加工等を依頼します。

記

依頼の種類	加工・写真・デザイン・研究
加工等の内容	
数量	
加工等の目的	
加工等の原料(名称及び材料)	
希望用件	
加工等手数料	

様式第9号(第19条関係)

鳥取県産業技術センター使用料(手数料)減免申請書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県産業技術センターの使用料(手数料)を減免して下さるよう申請します。

利用施設又は 利用設備の名称	
利 用 の 目 的	
利 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
減 免 申 請 の 額	
減 免 を 必 要 と す る 理 由	
備 考	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県規則第38号

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「中小企業事業団法（昭和55年法律第53号）」を「中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号）」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

県は、別表に掲げる事業を行う者に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

第3条第2項を削り、同条第3項中「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に、「第11号」を「第17号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項から第11項までを削る。

第4条中「前条各項」を「前条」に改める。

第19条第1項第3号中「禁治産、準禁治産」を「後見開始若しくは保佐開始の審判」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

名 称	内 容
1 集團化事業	中小企業総合事業団法施行令（平成11年政令第203号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号に規定する事業
2 集積区域整備事業	政令第3条第1項第2号に規定する事業
3 特定中小企業団体事業	政令第3条第1項第4号イに規定する事業
4 協業・企業組合事業	政令第3条第1項第4号ロに規定する事業
5 合併・出資会社事業	政令第3条第1項第4号ハに規定する事業
6 地域産業創造基盤整備事業	政令第3条第3項第1号に規定する事業（7の項に規定する事業を除く。）
7 地域情報化促進事業	政令第3条第3項第1号に規定する事業のうち、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）であつて中小企業総合事業団法施行規則（平成11年通商産業省令第69号。以下「省令」という。）第1条第7号に規定するものが中小企業者の電子計算機等の連携利用の高度化を促進するために必要な設備を取得し、当該設備を中小企業者に買取予約付で賃貸するもの
8 商店街整備等支援事業	政令第3条第3項第2号に規定する事業
9 輸入品卸売等経営合理化支援事業	政令第3条第3項第3号に規定する事業
10 創造的中小企業創出支援事業	県が資金を拠出する公益法人又は県が出資する株式会社

		<p>が行う次に掲げる事業</p> <p>ア 創造的事業活動を行う中小企業（以下「創造的中小企業」という。）に対する社債又は株式の引受け（以下「投資」という。）を行う者に対し、当該投資に必要な資金を低利で融通する事業</p> <p>イ 創造的中小企業に対する投資を行う事業</p> <p>ウ 創造的中小企業のために機械類又はプログラム使用権（以下「機械類等」という。）を取得し、それを割賦販売し、又は買取予約付で賃貸する事業</p> <p>エ 創造的中小企業に投資を行う者に対して当該投資の一部に対する債務保証、それに附帯する業務並びにア及びイに附帯する業務を行うために必要な基金を造成する事業</p> <p>オ 創造的中小企業に機械類等を割賦販売し、又は買取予約付で賃貸する者に対してウに附帯する業務を行うために必要な基金を造成する事業</p>
11 先行 取得事 業	(1) 用地先行取得事業	市町村、土地開発公社又は公益法人が、1の項に掲げる事業の用に供する土地を取得し、及び造成してこれを中小企業者に対し譲渡する事業
	(2) 倒産等企業施設先行取得 事業	市町村、土地開発公社又は公益法人が、1の項に掲げる事業の用に供する施設であって倒産又はこれに準ずる事態にあると認められる中小企業者の所有等に係るものを受けし、保全し、及びこれを他の中小企業者に対し譲渡する事業
	(3) 空き店舗等先行取得事業	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、中小企業者たる商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は政令第3条第3項第1号に規定する特定会社が、商店街の区域内において空き店舗状態にあると認められる施設を取得する事業
12 ソフトウェア開発取得事業		<p>ア 中小企業者が1の項から5の項までに掲げる事業を行う場合における電子計算機に係るソフトウェアの開発又は取得（以下「ソフトウェア開発取得」という。）を行う事業</p> <p>イ 中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者が6の項、8の項又は9の項に掲げる事業を行う場合におけるソフトウェア開発取得を行う事業</p>
13 中心市街地商業活性化推進事業		<p>県が資金を拠出する公益法人が行う次に掲げる事業を推進するために必要な基金を造成する事業</p> <p>ア 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）</p>

	<p>第18条第3項の認定を受けた者（以下「認定構想推進事業者」という。）又は当該認定を受けようとする者が行う商業関係者、地域住民等の合意を形成するための事業</p> <p>イ 中心市街地整備改善活性化法第20条第4項の認定を受けた認定構想推進事業者が中心市街地整備改善活性化法第21条第2項に規定する認定中小売商業高度化事業計画に基づき行う商業集積の魅力を高めるために必要な業種及び業態の適正配置を図る事業</p> <p>ウ 認定構想推進事業者が当該認定に係る中小売商業高度化事業構想（中心市街地整備改善活性化法第19条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に基づき複数の商店街の活性化のための広域的な商店街活動事業</p> <p>エ 認定構想推進事業者が当該認定に係る中小売商業高度化事業構想に基づき行う商業の活性化に向けた事業設計、調査及びシステム開発の事業</p>
14 繊維産地活性化推進事業	<p>県が資金を拠出する公益法人が行う次に掲げる事業を推進するために必要な基金を造成する事業</p> <p>ア 他の公益法人、商工組合、商工組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、事業協同組合連合会又は4以上の中小企業者が行う複数の繊維産地又は異業種間の補完及び連携を支援する事業</p> <p>イ 他の公益法人、商工組合、商工組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、事業協同組合連合会が行う繊維産地及び繊維産地における産地組合の再編及び活性化を支援する事業</p>
15 地域振興基盤整備事業	<p>県又は市町付が作成する地域産業の創造に関する計画に基づき、市町村が行う次に掲げる事業</p> <p>ア 政令第3条第1項第4号イに規定する特定中小企業団体の組合員若しくは所属員又は同条第3項第1号に規定する特定中小事業者等（以下「特定組合員等」という。）が新商品又は新技術の開発、需要の開拓、情報の収集、処理又は提供その他の事業を行うことを支援する事業</p> <p>イ 事業開始後3年以内の特定組合員等又は新分野進出を行おうとする特定組合員等が円滑に事業を行うことを支援する事業</p>

様式第1号から様式第5号までの規定中「□□□一□□」を削る。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の規定により貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県規則第39号

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

(鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部改正)

第1条 鳥取県中小企業設備資金貸付規則(昭和39年鳥取県規則第55号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者(据置期間中の者を除く。)で、最近3月の売上高が1年前又は2年前の同期に比べ減少しているもの(知事が別に定める要件に該当する者に限る。)の当該資金の貸付期間を、5年間(附則第2項から前項までの規定により償還を猶予された者にあっては、5年から償還を猶予された期間を差し引いた期間)を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る別表第2の規定の適用については、同表中「12年」とあるのは、「17年」とする。

(鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正)

第2条 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則(昭和41年鳥取県規則第10号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者(据置期間中の者を除く。)で、最近3月の売上高が1年前又は2年前の同期に比べ減少しているもの(知事が別に定める要件に該当する者に限る。)の当該資金の貸付期間を、3年間(前2項の規定により償還を猶予された者にあっては、3年から償還を猶予された期間を差し引いた期間)を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る第5条第3号の規定の適用については、同表中「7年」とあるのは、「10年」とする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県規則第40号

鳥取県通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県通訳案内業法施行細則(平成11年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第4条を削る。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。